



当院では、7つの看護分野で高いレベルの看護を実践するスペシャリスト「**認定看護師**」が勤務しています。今回は「**がん化学療法**」分野の認定看護師を紹介します。

近年がん^{りかん}に罹患する人の割合は増加し、一生のうち
に2人に1人は何らかのがんにかかるといわれています。

以前は正常細胞が傷つくことががんの原因と考えられていましたが、遺伝子が傷つくことでがんになることが分かってきました。

がんの治療には、手術、放射線治療、がん薬物治療があり、がん薬物治療は内服薬と点滴を投与するものに分けられます。

がん薬物治療に関わる活動を行っているのが「**がん化学療法看護認定看護師**」です。主な活動は、①がん薬物治療を安全に実施できるよう看護師へ投与管理の教育を行うこと、②副作用症状により生活の質が低下しないよう患者さんへ看護支援を行うことです。

また、去年は当院の市民健やかセミナーで「抗がん剤ってどんなくすりですか？」というテーマで、がんと診断された時に治療を選択できるよう、抗がん剤の知識を深めるためのお話をしました。このように、

③多様化しているがん薬物療法の正しい知識の普及や、

がんに罹患した患者さんの不安を軽減し、今後の治療を意思決定できるような支援も行っています。

当院では、がん化学療法看護認定看護師が2人在籍し、がん^{りかん}に罹患した患者さんが治療を受けながら安心して生活できるよう、個別の相談に応じる体制を整えています。今後もさまざまな職種の専門家と相談しながら、患者さんがより良い生活が送れるよう支援していきますので、気軽にご相談ください。

(文責：中央病院 がん化学療法看護認定看護師 小又 美重子)



◀化学療法センターの様子

「**認定看護師**」とは、ある特定の看護分野で熟練した看護技術と知識を有する者として、日本看護協会の認定を受けた看護師のことです。

あなたの街の

法律相談

～第54回～



市民の皆さんの身近な事柄を取り上げ、法律の面から弁護士が解説します。今回は「**買主の代金減額請求権**」についてです。

問まちづくり支援課 ☎516777

Q 私は昨年に中古物件を購入しました。入居して初めて、建物に不具合があることが分かりました。多額の修理費用が必要で、売買代金は分割払いのため、まだ残額があります。もともとの売買代金を減額することはできますか。

A 改正前の民法では、売買の目的物の一部が他人所有であった場合や、数量が不足していた場合など、限られた場

合のみ代金減額請求が可能であり、売買の目的物の品質に不足がある場合には、減額請求が認められていませんでした。

民法改正により、質的に不足する場合（契約内容に適合していない場合）、まずは相当期間内での履行の追完（※）を求め、期間内に追完がなされない場合には代金の減額を求めることができるようになりました。

なお、履行の追完が不能であるなど一定の場合には、追完を求めることなく、代金の減額を求めることができます。

建物の不具合が売買契約の内容に適合しないという場合には、減額請求できる可能性があります。

Q 売主に対して売買代金の減額を求めたところ、売主からは「売主には責任がないから代金の減額には応じられない」と言われました。

A 民法改正によって定められた代金減額請求権は、「契約不適合責任（改正前の民法では「**瑕疵担保責任**」）」として認められるものであり、売主に落ち度があるか否かを問題にしていません。売買契約の内容に照らして、目的物に不適合がある場合には、不適合の割合に応じて代金の減額が認められます。

ただし、不適合が買主の落ち度によって生じたものである場合には、減額請求をすることはできません。

不具合の有無や内容、それが契約内容と適合するか否か、認められる減額はいくらかということについては、建物の場合には建築士など専門家の意見を参考にする必要があります。

(文責 弁護士 ^{ほなおい} 花生 耕子)
いずみ法律事務所 ☎6558

※有効に法的効果を生じさせるために必要な行為を行うこと